

青森県立三本木農業高等学校事故調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和3年12月27日に青森県立三本木農業高等学校肉牛舎内で発生した生徒の負傷事故（以下「生徒負傷事故」という。）の経過を正確に把握し、原因を分析することで事故の再発防止に資するため、青森県立三本木農業高等学校事故調査委員会（以下「事故調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 事故調査委員会は、生徒負傷事故に係る次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 事故の原因に関すること。
- (2) 事故の再発防止に関すること。
- (3) その他事故調査委員会が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 事故調査委員会は、次に掲げる者のうちから、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者（危機管理） 1名
- (2) 学識経験者（和牛の生態） 1名
- (3) 学識経験者（和牛の飼育管理） 1名
- (4) 医師 1名
- (5) 弁護士 1名
- (6) P T Aの代表 1名
- (7) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が終了するまでの期間とする。

2 教育長は次の事項に該当すると認めたときは、委員を解嘱することができる。

- (1) 委員にふさわしくない非行があったとき。
- (2) 本人から解嘱の申出があったとき。
- (3) その他特別の事情があるとき。

(委員長及び副委員長)

第5条 事故調査委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選任する。

- 3 委員長は、事故調査委員会の会務を総理し、事故調査委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 事故調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 事故調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 事故調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 事故調査委員会の会議は、原則として非公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 事故調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(情報の取扱い)

- 第8条 委員は、その職務に関して知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 2 委員は、生徒、保護者等のプライバシーを尊重しなければならない。

(成果の報告)

第9条 委員長は、事故調査委員会における調査検討結果について、教育長に対し報告しなければならない。

(庶務)

第10条 事故調査委員会の庶務は、スポーツ健康課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事故調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が事故調査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。